

# 指定介護予防通所リハビリテーション

## 運営規定（利用約款）

### （設置の主旨）

第1条 本約款は医療法人みらい会介護老人保健施設のぞみが提供する介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「事業所」という）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定めるものである。

### （事業の目的）

第2条 介護予防通所リハビリテーション事業は、介護予防給付制度の趣旨に基づき、要支援（要支援1及び要支援2）と認定された利用者（以下「利用者」という。）にリハビリテーションを提供することにより運動機能の維持向上を図り、利用者が要介護状態になることを防ぎ、日常生活の自立支援することを目的とする。

### （適用期間）

第3条 本約款は、利用者が利用同意書を事業所に提出した後から効力を有する。但し、扶養者（代理人）に変更があった場合は、新たに同意を得るものである。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び介護予防給付制度の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し利用することができる。

### （利用者からの解除の申し出）

第4条 利用者及び扶養者は、サービス中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションの利用をいつでも解除終了することができる。この場合、利用者及び扶養者は速やかに事業所及び利用者を担当する地域包括支援センターもしくは介護予防支援事業者の介護支援専門員（計画作成者）に連絡しなければならない。

2 正当な理由がなく、サービス提供時間中に突然利用中止を申し出た場合は、原則として基本利用料金及びその他ご利用いただいた費用について支払い義務が生じる場合がある。

### （当事業所からの解除）

第5条 事業所は利用者及び扶養者に対し、次に掲げる事項の場合は本約款に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を解除終了する場合がある。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合。
- ② 事前に計画し了承された介護予防リハビリテーションサービス計画で定められた利用回数を超える利用超過の場合。
- ③ 利用者及び扶養者が本約款で定めた利用料金の支払いを3か月分以上滞納し、支払いを督促したにもかかわらず、その後10日間以内に支払われなかった場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切なサービス提供が出来ないと判断された場合。
- ⑤ 利用者又は扶養者が事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難と判断されるような背信行為又は反社会的行為を繰り返し行った場合。
- ⑥ 天災などによる災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用者へのサ

ービス提供ができないと判断した場合。

#### (利用料金)

第6条 利用者又は扶養者は、本約款に基づいて提供されるサービスの対価として別紙重要事項説明書で定めた利用区分単位ごとに計算した月額利用料金及び食事提供に伴う費用の合計した金額を事業所に支払わなければならない。

2 事業所では前項料金の請求書及び明細書を翌月5日までに指定された送付先に交付又は郵送する。利用者又は扶養者は、当該合計額をその請求月の末日までに支払うものとする。また、支払方法は別途話し合いの上、双方合意した方法で行う。(別紙の重要事項説明書に記載する利用毎の支払いでも良い。)なお支払い義務は、利用者及び扶養者が連帯でその責を負うこととする。

3 利用料金の支払いを受けたらすみやかに事業所は、領収書を交付を行う。

#### (記録の保管)

第7条 事業所はサービス提供に関する利用者毎の記録を作成し、当該利用者の利用終了後2年間に限り保管する。(但し、事業所の医師の記載した診療録については当該利用者の利用終了後5年間保管しておく。)

2 利用者が前項で定めた記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じる。また利用者本人以外の扶養者その他の者(利用者の代理人を含む)からの請求に対しては、利用者ご本人の承諾が書面で確認された場合に限りこれに応じる。

#### (衛生管理等)

第8条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (身体の拘束禁止等)

第9条 原則として利用者に対して身体拘束は一切行わない。

2 例外として、利用者が自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ないと判断した場合に限り事業所管理者である医師の判断で、身体拘束や利用者の行動を制限する行為を行う場合がある。但しこの場合には、速やかに担当の包括支援センターや介護予防支援事業所に報告するとともに管理者である医師がその様態及び拘束に至った時間、その際の利用者の心身状況、身体拘束に至った緊急やむを得ない理由について診療録に記載、記録保管しておく。

#### (虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 事業所に勤務する職員は、就業規則で定められた個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、扶養者、家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。個人情報の利用については、その利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱うこと。

- 2 但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務と明記されていることから、個人情報の提供を事業所で行なう場合がある。
  - ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等に提供し使用する場合。
  - ②地域包括支援センターと介護予防支援事業所等との連携で提供し使用する場合。
  - ③利用者が偽る等不正な行為によって介護予防給付を受けていると判断された場合、市町村への通知に提供し使用する場合。
  - ④利用者の病状に急変が生じた場合、主治医への連絡等に提供し使用する場合。
  - ⑤生命・身体の保護のため必要と判断された場合（災害時において安否確認など情報を行政に提供する場合等）。
- 3 前項に掲げる事項は利用者の利用終了後も同様の取扱いとする。
- 4 事業所の職員は上記1項に掲げる個人情報の保護について就業中はもちろん退職後においてもこれを遵守しなければならない。

#### (緊急時の対応)

第13条 利用者に対し事業所の医師の医学的判断で診療が必要と認められる場合には、協力医療機関又は協力歯科医療機関に対し診療を依頼する等の処置を講じる。

- 2 前項のほか、事業所でサービス提供中に利用者の心身の状態が急変した場合には、事前に利用者及び扶養者が指定した者に対し緊急連絡を行う。

#### (事故発生時の対応)

第14条 サービス提供中に重大な事故が発生した場合は、利用者に対し速やかに必要な措置を講じる。

- 2 前項で医師の医学的判断により医学的対応が必要と判断した場合には、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関に速やかに診療を依頼する。
- 3 前2項のほか、事故発生時には利用者の家族はもちろん利用者又は扶養者が指定する者、担当の包括支援センターや介護予防支援事業所に報告するとともに及び保険者である行政機関に対して速やかに報告を行う。

#### (要望又は苦情等の申出)

第15条 利用者及び扶養者は、事業所から提供されるサービスに対し要望又は苦情等がある場合、担当の地域包括支援センター又は介護予防支援事業所の居宅介護支援専門員に申し出ることができる。

- 2 前項の申し出があった場合は速やかに対応策を協議し改善報告を行う。

#### (賠償責任)

第16条 サービス提供中に第三者行為による事故等、事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して損害賠償を行う。

- 2 また利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合には、利用者及び扶養者に連帯してその損害賠償を請求する場合がある。

#### (その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (利用契約に定めのない事項)

第18条 この約款に定められていない事項は、当事業所が運営する通所リハビリテーション運営規定に準ずる。

- 2 その他事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定める。

附 則

この利用約款は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 1 月 1 日一部改訂 (衛生管理等) 第 8 条  
(虐待防止に関する事項) 第 10 条  
(業務継続計画の策定等) 第 11 条  
(その他運営に関する留意事項) 第 17 条 追加